

令和 7 年 9 月 30 日（火）
午前 8 時 45 分～ 9 時 15 分
庁議室

令和 7 年度 第16回庁議次第

議題

- 令和 8 年度予算編成方針について

- 協議事項
 - ① 令和 8 年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について
(障害福祉課)

- 報告事項
 - ① 令和 7 年度事務技術職の課長職昇任試験の実施について
(職員課)

- その他

令和 7 年10月 1 日

各 所 属 長 殿

国分寺市長 丸 山 哲 平

令和 8 年度予算編成方針（通達）

本市の令和 7 年度 9 月末時点における基金残高見込みは約 122 億円となり、令和 6 年度末より 8 億円以上増加し、物価高騰の影響等が続く中においても堅実な財政運営が行われているものの、市民一人当たりの基金残高は、多摩 26 市において極めて低い水準にあり、今なお樂觀できない状況にある。さらに、令和 6 年度決算では、地方債未償還額は約 351 億円と前年度より 54 億円以上増加し、経常収支比率は前年度と同率の 95.7%と依然として高い状況にあるなど、財政の弾力性がより一層求められている。

歳入の根幹をなす市民税は、納税義務者の賃金の上昇や企業収益の増などにより一定の伸びを期待できるものの、ふるさと納税による流出額はついに 10 億円を超える看過できない事態となっており、歳出に目を向ければ、少子高齢化に伴う社会保障関係経費や旧庁舎跡地の利活用を含めた公共施設マネジメントに要する経費などの増加が見込まれる。

また、気候変動問題や大規模災害への備え、生産年齢人口減少による市税収入の減少、行政 D X の推進に向けたシステム環境整備への対応、さらに、今後の社会経済情勢の不透明性などを考慮すれば、中長期的な財政運営は予断を許さない厳しい状況にある。

このような状況下においても、『第 2 次国分寺市総合ビジョン』で未来のまちの姿として掲げた「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くま

ち」の実現を目指し、各施策を着実に推進していかななくてはならない。

そのためには、将来の財政需要を見据えた中長期的な「経営」の視点に立った財政運営が必須であり、不断の行政改革による効果的・効率的な事務執行の徹底に加え、時代の変遷とともに、当初の目的に沿わなくなった事業の統合・縮小・撤退を進めることで、限りある行政資源の有効活用を図り、将来を見据えた健全で柔軟性がある行政運営に取り組み、強固な財政基盤を堅持していく必要がある。

職員一人一人がこれらのことを的確に認識し、真に必要な不可欠な経費を積み上げるよう、創意工夫を凝らした令和8年度予算にするため、下記のとおり編成するよう通達する。

記

1 予算編成に当たっての基本的な考え方

- (1) 子どもたちが将来に希望を持ち、市民が前向きになれる、「みんなが喜びを持つ前向きなまち 国分寺」を実現するため、市民のニーズを的確に把握し、真に必要な経費をゼロベースで積み上げること。また、『第2次国分寺市総合ビジョン』の実行計画に掲げた各施策の着実な推進につながる予算とすること。さらに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティとして、市民・事業者・市が一丸となり「オール国分寺」で脱炭素社会構築に向けた取組を推進する視点を持つこと。
- (2) 市公式LINEの導入や複合機台数の減への対応としてペーパーレス化を推進するなど、様々な変化を機会と捉え、行政改革の視点で自ら課題を発見し、最適な解決につながる適正な予算編成を行うこと。行政改革については、業務の効率化や市民サービスの向上を念頭に、BPRの

推進、生成A I やデータの利活用等、人が真に担うべき業務を再定義し、資源を集中させること。

- (3) 政策的経費については、既存事業のスクラップ等により所要の財源を確保することを原則とし、さらに、それにとどまらず真に必要な事業に限られた財源を振り向ける「選択と集中」を改めて徹底すること。また、時代・ニーズの変化等により、当初の意義を失った事業については、果断に統合・縮小・撤退のあらゆる可能性を当たり進めること。さらに、企画・立案に当たっては、費用対効果、執行体制、ランニングコストなどの後年度負担、関連事業との整合性や公平性を十分に調査・検証した上で、職員の創意工夫により効果的・効率的で質の高い取組を提案すること。
- (4) 多様化、複雑化する市民ニーズに的確に对应していくため、社会情勢や経済状況の動向を注視するとともに、変化を所与のものとし、スピード感を持って対応すること。また、庁内横断的な課題に対しては、関係部署間で情報を共有し、相互に連携して取り組むこと。

2 予算編成に当たっての具体的な取組

- (1) 全ての施策・事務事業について、その目的に対する有効性と実施方法の妥当性を分析し、最少の経費で最大の効果を得られるよう検証を徹底すること。また、市民ニーズや費用対効果等を検証した上で、事業の統合・縮小・撤退を進め、真に必要とされる事業に注力すること。
- (2) 人件費についても、業務量と業務分担を明確化した上で仕事の進め方と職員体制をゼロベースから構築することとし、前例踏襲は厳に慎むこと。特に一時的な業務量の増加等に対して臨時的に配置した人員については、恒常的なものとせず、組織力の向上と職員体制の適正化に努める

こと。

- (3) 『第2次国分寺市総合ビジョン』における各施策の目指す姿の達成に向けて、施策マネジメントシート、事務事業評価、市民アンケート結果を踏まえた実施方針を予算に具現化すること。
- (4) 性別や国籍、障害等のいかなる理由によっても差別を受けることなく、全ての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向けて、「すべての人を大切にするまち」を具現化する取組を進めること。
- (5) 今後、生産年齢人口の減少による市税収入の減少や高齢化等に伴う社会保障費の増大などが見込まれることに留意し、中長期的な「経営」の視点を持って財源確保に努めること。新たな税源の獲得に向けては、職員一人一人が多様な資金調達的手段に知恵を絞ること。
- (6) 原材料価格や人件費の上昇等の影響により、他自治体の大規模工事で入札不調が続く状況を踏まえ、工事費や工期の変動への対応に遅れを取ることがないように、適切な予算計上を行うこと。
- (7) コスト削減及びペーパーレス化を推進するため、郵送料の計上に当たっては、電子メール等による送付の可否を検討し、郵便による文書の送付件数を必要最小限にとどめるよう精査を徹底すること。
- (8) 予算計上に影響のある条例の制定改廃は、遺漏なく議決を得られるよう手続を進めること。規則等についても、適切に対応すること。
- (9) 持続可能な財政運営のためには、歳入の根幹をなす市税収入の確保が必要不可欠であり、徴収率の向上に向けた収納対策・滞納整理の強化を進めること。また、公有財産については、適切な検討を行った上で、有効活用を図ること。
- (10) 国や東京都をはじめとする補助事業等の情報収集を徹底すること。

所管課において、新たな情報を取得した場合は、必ず庁内横断的に情報共有を図るとともに、主管部長及び政策部と協議の上、積極的な活用を図ること。

(11) 消耗品費の計上に当たっては、現庁舎のフロア配置を踏まえ、事務用品の共同管理を行う関係部署と調整の上、過剰在庫が発生することがないように、真に必要な物品を精査するとともに、計画的な年間使用量の見込みを立てること。

(12) 公共施設の修繕・更新については、『国分寺市公共施設個別施設計画』等を踏まえ、将来にわたって持続可能な施設整備を図るとともに、中長期的な財政負担を踏まえた優先度の検討により、真に必要な内容を実施すること。予防保全の推進に当たっては、包括施設管理委託で蓄積した情報を活用すること。なお、緊急の必要により計画外の改修等を行う場合も、合理的な見積を徴取し、二重投資にならないよう十分に留意すること。

小・中学校については、『国分寺市学校施設長寿命化計画』に基づき、財政負担の平準化を図りながら、複合化・多機能化の視点も取り入れた建替え計画等の検討を速やかに開始すること。また、道路・橋りょう、公園及び下水道の施設についても、持続可能で効率的な管理、保全、更新等の取組を推進すること。

(13) 特別会計についても、内部改革・効率化を徹底するとともに、事業内容の精査を含む財源確保に最大限努め、市全体の財政運営を考慮し、一般会計からの繰入れを圧縮すること。また、一般会計と同様に事業内容の精査を行うとともに、課題等について特別会計枠内だけで処理せず、常に一般会計との連携調整等、財政課と協議を行うこと。

庁議付議事案申請書

令和 7 年 9 月 30 日

付議番号	7 — 20 号	提出者	福祉 部長	玉井 理加
1. 件名	令和8年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について			
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。 ○ (2)重要施策に関すること。 (3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。 (4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。 (5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、「令和8年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「令和8年度方針」という。）を決定する。			
4. 提案理由	障害者優先調達推進法第9条第1項に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を決定し、同方針に基づいて障害者就労施設等からの調達を推進する必要があるため。			
5. 提案までの経過	「国分寺市障害者優先調達推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において、令和6年度の優先調達実績に対する評価及び検証を行い、それを踏まえて令和8年度方針（案）の作成を行った。 【推進委員会での検討経過】 ①第1回（令和7年6月25日）・令和6年度優先調達実績の評価及び検証① ②第2回（令和7年8月27日）・令和6年度優先調達実績の評価及び検証② ・令和8年度方針（案）の検討 など			
6. 現状と問題点	全庁的に積極的な推進を図るため、庁内各課が更なる優先調達の検討、推進を図れるよう、障害者就労施設等から調達可能な物品等に係る情報を収集し、庁内に適宜情報提供を行うとともに、優先調達の更なる発注につながるような取組を推進していく必要がある。			
7. 関係資料	1. 令和8年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（案） 2. 国分寺市における障害者就労施設等からの物品調達に係る令和6年度実績に対する評価及び検証並びに令和8年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の検討に関する報告書			

※提出部数……1部

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性		
公共性	本方針は、障害者の就労機会の拡大と経済的自立を支援するとともに、市全体の社会福祉の向上に寄与する施策である。障害の有無に関わらず、すべての市民が互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現に向けた取組であり、広く市民全体の利益に資するため、本方針の公共性は高い。	A
重要性	障害者の就労支援は、個人の尊厳と自立を支え、社会参加を促進する上で重要な取組の一つである。本方針は、市の障害者福祉政策において重要な位置を占めるものであり、障害者の生活の質の向上と地域社会の発展に寄与する施策であるため、本方針の重要性は高い。	A
公平性		
総合性	本方針は、福祉、経済、雇用など多岐にわたる分野に影響を及ぼす総合的な施策である。障害者の就労支援だけでなく、地域経済の活性化、多様な人々の社会参加の推進などにも寄与する。また、SDGsの目標達成にも貢献し、市の各部署が連携して取り組むべき横断的な課題解決策となるため、本方針の総合性は高い。	A
将来性	本方針は、障害者の就労支援を通じて、多様性を尊重する共生社会の実現に向けた基盤構築に寄与するものである。長期的には、社会の意識改革や労働市場の変革にもつながり、持続可能な地域社会の形成に貢献する可能性もあるため、本方針の将来性は高い。	A
経済性		
継続性	障害者の就労支援は、一時的な取組ではなく、継続的な支援と環境整備が必要な分野である。本方針は、毎年度の調達目標を設定し、定期的な見直しと改善を行うことで、長期的かつ安定的な支援体制の構築を目指すものであるため、本方針の継続性は高い。	A
関連性	本方針は、障害者の経済的自立支援や社会参加の促進、さらには地域経済の活性化にも寄与する重要な施策である。市の長期的な福祉計画や経済政策との整合性を確保する役割を果たすものであり、市政全体に影響を与えるため、本方針の市政との関連性は高い。	A
連携性	本方針の実施には、全庁的な連携が不可欠である。また、官民一体となった取組を推進し、それぞれの強みや特色を活かすことで、多様な福祉サービスの提供と社会課題の解決が可能となるため、本方針の連携性は高い。	A
地域性	本方針は、国分寺市内の障害者就労施設等からの調達を推進することで、地域経済の活性化と地域内での経済循環を促進する。また、地域の特性や資源を活かした障害者の就労機会の創出にもつながり、地域に根ざした福祉政策の実現に寄与するため、本方針の地域性は高い。	A
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	
	法務の対応	障害者優先調達推進法をはじめとした関連法令等に加え、国分寺市障害者優先調達推進委員会設置規程に基づく方針策定を行っている。

令和8年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進を図るための方針（案）

令和7年〇月〇日市長決裁

1 趣旨

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労を通じて経済的な基盤を確立することが重要です。そのためには、障害者雇用を推進する仕組みを整えるとともに、障害のある人が就労する施設等において仕事を確保し、経営基盤を強化する必要があります。このため、国分寺市（以下「市」といいます。）では、物品及び役務（以下「物品等」といいます。）の調達に当たり、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められています。

そこで、市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、令和8年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「優先調達方針」といいます。）を定めるものとします。

2 優先調達方針の適用範囲

優先調達方針の適用範囲は、市の市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び教育委員会が発注する物品等とします。

3 優先調達方針に基づく調達の対象となる障害者就労施設等

優先調達方針に基づく調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法に基づき、次のとおりとします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所、施設等	就労移行支援事業所
	就労継続支援事業所（A型、B型）
	生活介護事業所
	障害者支援施設 （就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター
	小規模作業所
障害者を多数雇用している企業	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社
	重度障害者多数雇用事業所 ※重度障害者多数雇用事業所の要件
	①障害者の雇用者数が5人以上

	②障害者の割合が従業員の 20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
在宅就業障害者等	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 優先調達方針に基づく調達の対象品目及び目標額等

予算の適正な執行並びに契約における経済性及び公正性に留意しつつ、令和 8 年度に市が達成すべき障害者就労施設等からの優先調達の物品等及び目標額等は、次のとおりとします。

〔 調達する物品等 〕

市が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとします。

〔 調達する目標額等 〕

前年度の調達実績を目安とし、調達実績額、調達実績課数及び調達件数を上回るよう努めます。

また、全課での調達実績を目指します。

5 障害者就労施設等からの調達を推進するための方策

- （１）障害者就労施設等が提供する物品等に関する情報を市内外で幅広く把握し、共有します。また、社会情勢の変化やデジタル化に対応し、障害者就労施設等が多様な物品や役務を提供できるよう、障害者就労施設等と連携して取り組みます。
- （２）障害者就労施設等が提供する物品等に関する情報提供を充実させ、各課の調達状況の把握に努めます。また、調達の参考となる取組事例等の紹介や発注手続の明確化を行うなど工夫します。また、発注に関する相談窓口として「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク」が活用できることを周知します。
- （３）物品等の調達時には、障害者就労施設等からの調達可能性を検討します。
- （４）物品等の調達時には、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間や発注量について留意するとともに、障害者就労施設等に対して、性能、規格等の調達に関する必要事項について、懇切丁寧な説明を行います。
- （５）市と業務委託契約（指定管理者制度を含む）を締結している相手方に対して、障害者就労施設等からの物品等の調達促進を依頼します。
- （６）公共施設における障害者就労施設等による物品の展示販売、市が関係するイベント及び地域活性化包括連携協定を活用した製品販売会での販売スペースの確保に協力します。

- (7) 障害者就労施設等が提供する物品等の広報に協力し、市民等からの障害者就労施設等に対する需要増進に努めます。
- (8) 障害者就労施設等が提供する物品等の情報を提供し、職員個人からの障害者就労施設等に対する需要増進に努めます。
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項に基づき設置されている国分寺市障害者地域自立支援協議会等において、障害者就労施設等のネットワークの連携強化や製品開発及び販路拡大等に関する取組を促進します。
- (10) 調達実績に反映されない障害者就労施設の売上実績把握に努め、物品等の販売増加につながる取組に活用します。

6 優先調達方針及び調達実績の公表

- (1) 優先調達方針を策定したときは、速やかに公表します。
- (2) 調達実績については、障害者優先調達推進法第 9 条第 5 項の規定により会計年度の終了後、遅滞なく調達実績の概要を取りまとめ、公表します。
- (3) 優先調達方針や調達実績の概要の公表は、市報、市ホームページ等により行います。

7 調達実績の評価及び検証

調達実績については、国分寺市障害者優先調達推進委員会設置規程に基づき設置されている国分寺市障害者優先調達推進委員会に報告し、評価及び検証を行った上で、以後の優先調達方針の策定、障害者優先調達の推進に反映していくものとします。

8 その他

優先調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、市内事業者や高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく国分寺市シルバー人材センターへ配慮する等、他の施策との調和を図りながら推進するよう努めるものとします。

国分寺市における障害者就労施設等からの物品調達に係る
令和6年度実績に対する評価及び検証並びに令和8年度国
分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る
ための方針の検討に関する報告書

令和7年9月

国分寺市障害者優先調達推進委員会

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	令和6年度実績に対する評価及び検証について・・・・・・・・	2
III	令和8年度優先調達方針の検討について・・・・・・・・・・	4
IV	委員会検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
V	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
巻末資料1	令和6年度国分寺市における障害者就労施設等からの物品等の 調達の実績について（概要）・・・・・・・・	5
巻末資料2	国分寺市障害者優先調達推進委員会 委員名簿・・・・・・・・	6

I はじめに

平成 25 年 4 月より、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「法」といいます。）が施行されました。

これにより市町村は、法第 9 条第 1 項の規定により毎年度、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」といいます。）の調達の推進を図るための方針を作成することが義務付けられ、また、同条第 5 項の規定により物品等の調達の実績の概要を取りまとめて公表することとなりました。これを受け、本市においても物品等の実績について評価及び検証並びに令和 8 年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「優先調達方針」といいます。）を以下のとおりにまとめましたので、報告いたします。

II 令和 6 年度実績に対する評価及び検証について

令和 6 年度の実績に対して、以下の確認を行いました。

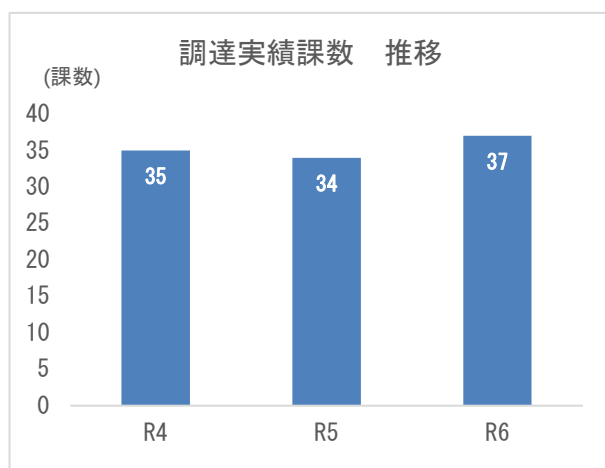
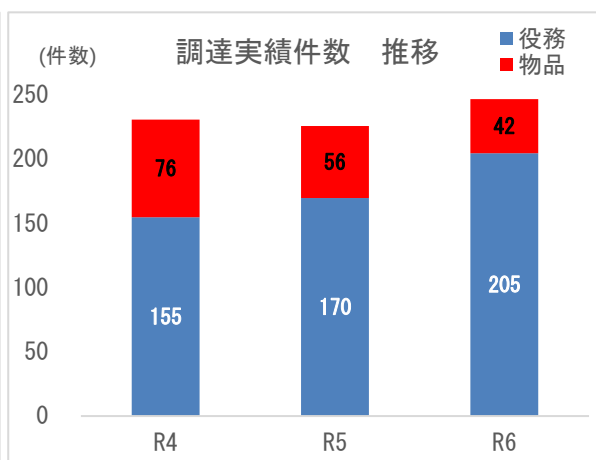
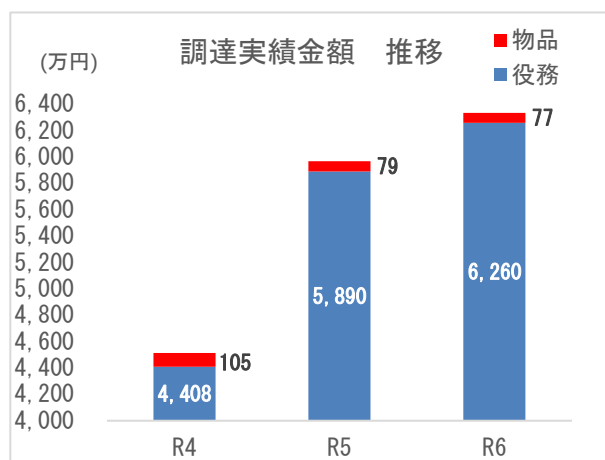
- 1) 方針で示した目標（次ページ参照）を達成しているか、達成できていない場合その原因は何であるかの確認・・・【評価】
- 2) 実績の内容から今後の課題や検討事項についての確認と今後の推進の方向性・・・【検証】

それぞれの内容については、以下のとおりです。

評 価	■ 方針で目標に掲げた調達実績は、調達実績額、調達実績課数及び調達件数全てにおいて、前年度より大幅に増加し、前年度の実績を上回る目標を達成することができた。調達実績額は 2 年連続で過去最高額を更新しており、庁内で優先調達が着実に浸透してきていることを裏付けるもので、大いに評価ができる。また、金額の大小にかかわらず各課において幅広く調達されており、優先調達に対する職員の意識の高まりがうかがえる。 ■ 公共施設への出店及びイベント時の販売スペースでの売上は、前年度より売り上げが増加していることに加え、地域活性化包括連携協定による商業施設での販売機会が浸透してきていることや、市のイベントでの障害者就労施設等の販売スペースの確保を図ってきていることから評価できる。
検 証	■ 調達実績額、課数及び件数が大幅に増加した現状を踏まえ、現在の案件を継続して調達するための働きかけを庁内へ行うことや、新規調達課数を増やす取組を継続する必要がある。 ■ 新庁舎への移転後の継続した案件を取り込んでいけるよう、庁内に周知を行う必要がある。 ■ 社会情勢の変化に合わせて、障害者就労施設等が提供できる物品及び役務を多様化できるように、障害者就労施設等と連携して取り組む必要がある。

また、令和6年度の目標及び実績額並びに令和5年度及び令和4年度の優先調達実績額については、以下のとおりです。

令和6年度目標	令和5年度の調達実績額 59,694,383 円、調達実績課数 34 局・課・室及び調達件数 226 件を目安として、それを上回るよう努めます。
令和6年度実績	実績額 63,364,408 > 目標額 59,694,383 (円) 実績課数 37 > 目標課数 34 (局・課・室) 実績件数 247 > 目標件数 226 (件)
令和5年度実績	実績額 59,694,383 > 目標額 45,131,263 (円) 実績課数 34 < 目標課数 35 (局・課・室) 実績件数 226 < 目標件数 231 (件)
令和4年度実績	実績額 45,131,263 < 目標額 52,187,243 (円) 実績課数 35 > 目標課数 34 (局・課・室) 実績件数 231 > 目標件数 211 (件)



Ⅲ 令和８年度優先調達方針の検討について

優先調達推進委員会の令和６年度実績に対する検証を踏まえて、５ 障害者就労施設等からの調達を推進するため方策の（３）の「特に新庁舎への移転に伴う事業の実施に当たって、調達を推進します。」という内容を削除しました。また、各内容の文言の整理を行いました。

Ⅳ 委員会検討経過

推進委員会により行われた今回の検討の経過及び概要については以下のとおりです。

令和７年 ６月２５日	第１回	１）法の概要と国分寺市における推進委員会の役割について ■法の趣旨及び推進委員会の役割について報告 ２）令和６年度国分寺市における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績報告と評価について ■令和６年度の本市の障害者優先調達実績額並びに物品及び役務の調達先、内訳等の調達内容について報告 ■前記の報告内容に対する評価及び検証 ３）令和７年度推進委員会の開会日程等について ■推進委員会の開会日程並びに令和８年度優先調達方針の策定及び公表スケジュールについて報告
令和７年 ８月２７日	第２回	１）令和６年度国分寺市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づく調達実績に係る評価及び検証（案）について ■令和６年度優先調達方針に基づく調達実績の評価及び検証（案）の内容について確認 ２）令和８年度優先調達方針（案）について ■令和８年度方針（案）の検討及び決定 ■障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための取組について検討

Ⅴ その他

令和７年１０月１日に開催を予定する本市の令和８年度予算編成説明会において、障害者優先調達推進に関する資料を配布し、次年度についても法の制定趣旨に基づく障害者施設等からの物品等の調達に関する取組を積極的に推進していきます。

以 上

令和6年度 国分寺市における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績について（概要）

1. 令和6年度 目標

令和5年度の調達実績額 59,694,383 円、調達実績課数 34 局・課・室及び調達件数 226 件を目安として、それを上回るよう努めます。

2. 令和6年度 調達実績総額（対前年度差額）

① 実績総額：63,364,408 円（+367万25円）

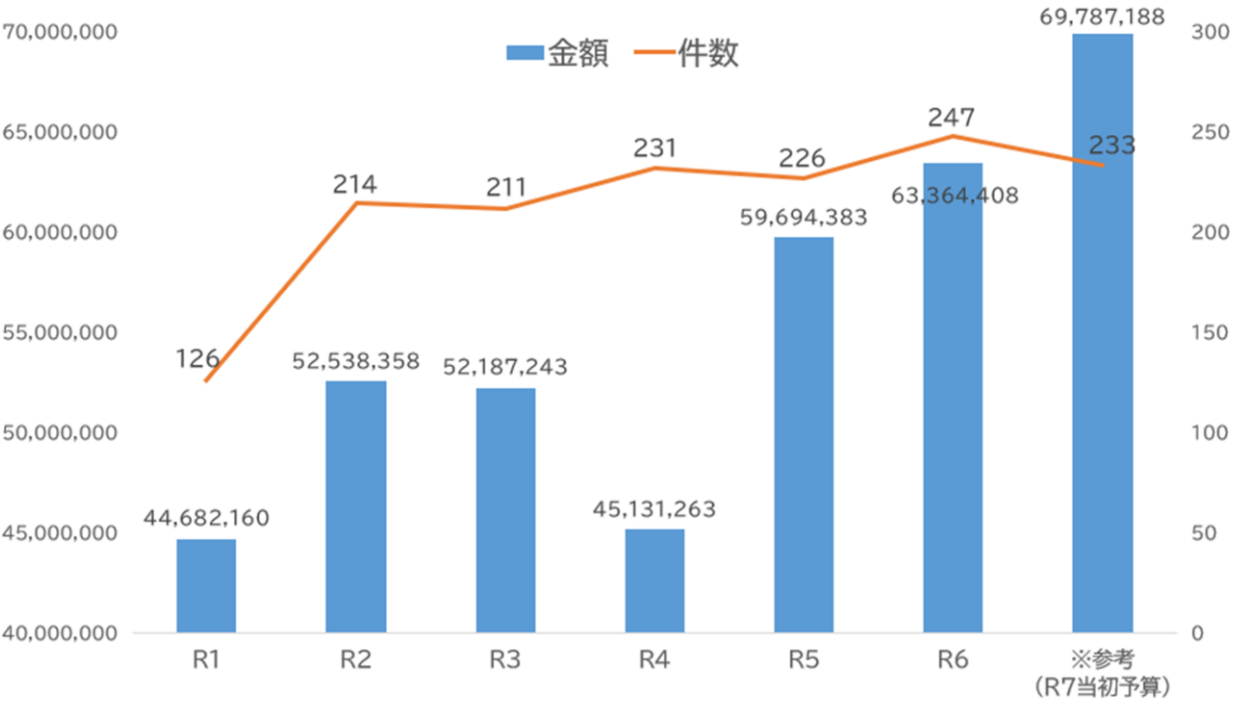
② 物品・役務別の調達実績総額

物品	767,256 円	（▲2万6845円）
役務	62,597,152 円	（+369万6870円）

③ 事業所所在地の調達実績総額

市内	60,989,134 円	（+586万7943円）
市外	2,375,274 円	（▲219万7918円）

3. 調達実績の推移（令和元～7年度）



4. 令和6年度 調達内容（概要）

部・局	課・室	R 6 実績額 (円)	(概要)	事業所所在地
議会事務局	市政戦略室	3,443	手土産	市内
	情報管理課	1,273,559	国分寺市制施行60周年記念事業ロゴマーク等応募作品の印刷、市報等の配布	市内
	政策経営課	238,040	点字付き封筒の印刷	市内
	公共施設マネジメント課	100,485	市民アンケート送付用封筒の印刷、無作為抽出による登録制度実施に伴う封筒の封入・封かん	市内
	デジタル行政推進室	137,226	新庁舎案内パンフレットの印刷、現庁舎用地利活用事業に係る広報紙等の印刷及び配布	市内
政策部	秘書課	167,464	納付集計票の印刷	市外
	契約管財課	3,000	手土産	市内
	防災安全課	13,771,749	庁舎清掃、庁舎外周及び駐車場清掃、庁舎東側植樹帯除草業務委託、新庁舎花壇植栽及び管理業務委託	市内
	納税課	168,031	「防災フェスタ」チラシ・スタンブラリー台紙印刷及び配達、防犯事業チラシ印刷及び仕分け	市内
	経済課	318,780	納税広報用チラシ、返信用封筒	市内・市外
市民生活部	協働コミュニティ課	450,920	市民農園内トイレ清掃、市民農園下草除草等委託、国分寺市消費者見守りネットワークだより・就労支援ガイドの印刷	市内
	人権平和課	1,321,100	内藤地域センター清掃業務委託、アクティ・コブンジ施設案内パンフレット・市民活動センターフェスティバルチラシ印刷	市内
	地域共生推進課	541,035	「人権だより」等冊子・「デートDV」等リーフレット・各種講座周知用チラシの印刷	市内
健康部	健康推進課	10,560	点字付き封筒の印刷	市外
	保険年金課	397,870	自殺予防対策冊子印刷製本、封筒印刷、40・60勸奨印刷封入封緘、婦人検診印刷封入封緘	市内
	生活福祉課	415,800	チラシ、封筒等の印刷	市内・市外
福祉部	障害福祉課	590,700	各種封筒・ミシン目加工等の印刷	市内
	高齢福祉課	11,940,568	窓空封筒・返信用封筒・障害福祉ガイドブックの印刷、トイレ清掃等委託、地域緑化推進事業委託	市内・市外
	子ども若者計画課	832,600	敬老記念品、敬老会チラシ・理美容券・介護予防講演会チラシとポスター・認知症普及月間チラシとポスターの印刷	市内
子ども家庭部	保育幼稚園課	68,200	ポスター印刷	市内
	子ども子育て支援課	535,942	封筒印刷、公立保育園3園の園庭除草、保育施設間交換業務	市内
	子育て相談室	1,183,490	児童手当等通知書用封筒及び返信用封筒の印刷、パン、令和7年度学童保育所入所案内・入所申請書の印刷	市内・市外
まちづくり部	まちづくり計画課	2,260,889	給食業務委託（つくしんぼ）、親子ひろばチラシ・のぼり旗・ぶんちちまつりポスター・市民講演会チラシの印刷	市内
	まちづくり推進課	193,160	国分寺都市計画道路3・2・8号線沿道まちづくりの周知のための広報資料等印刷及び配布業務・環境シンポジウムチラシの印刷	市内
	交通対策課	32,197	点字付き封筒・まちづくりニュースの印刷	市内
建設環境部	緑と公園課	2,068,000	放置自転車等撤去委託	市内
	環境対策課	7,589,256	用水路・公園・公園トイレ・樹林地・落ち葉・ポケットパーク清掃	市内
	ごみ減量推進課	349,965	ごみリサイクルカレンダー配付業務委託、封筒の印刷	市内
選挙管理委員会事務局	教育総務課	3,913,659	生ごみ袋肥袋詰め、資源物持込拠点管理	市内
	学務課	236,901	選挙広報配布業務委託、「こくぶんじしろばら」の配布	市内
	学校指導課	2,867,125	教育広報紙・卒業証書・長3封筒の印刷、教育施設間交換業務委託	市内
教育部	ふるさと文化財課	149,721	入学通知書用目隠しシール・就学時健康診断票・就学援助申請書・案内チラシの印刷	市内
	市史編さん室	292,600	国分寺学リーフレット・生命（いのち）の安全教育冊子・特別支援教育リーフレット・いじめ110番カードの印刷	市内
	公民館課	2,372,920	「武蔵国分寺跡資料館 見学のしおり」の印刷、武蔵国分寺跡史跡指定地内公園用地の芝生養生区域下草除草委託	市内
図書館課	図書館課	60,500	「市史編さんニュースレター」・講演会チラシの印刷	市内
	図書館課	166,958	原爆パネル・ポスター展のチラシ・ポスター印刷、令和5年度公民館事業報告書の印刷	市内
	図書館課	6,339,995	資料運搬（図書館間、学校と図書館間、図書館・駅・ブックポスト）、『第四次国分寺市子ども読書活動推進計画』の印刷	市内
合計		63,364,408	(37 局・課・室)	

5. 調達実績総額における対前年度比率

	合計	物品	役務
対前年度比率	1.06	0.97	1.06

6. 調達実績課数の推移

年度	局・課・室数
R 6	37
R 5	34
R 4	35
R 3	34
R 2	33
R 1	29

国分寺市障害者優先調達推進委員会 委員名簿

	所属	氏名	備考
1	政策部政策経営課	大原 亮	
2	総務部契約管財課	小泉 宏文	副委員長
3	市民生活部経済課	米田 佐和子	
4	子ども家庭部子ども若者計画課	山田 憲晴	委員長
5	健康部地域共生推進課	重田 晋作	
6	まちづくり部まちづくり計画課	小川 登	
7	建設環境部建設事業課	山田 朗史	
8	教育部教育総務課	中島 健太郎	

事務局

福祉部障害福祉課	斉藤 幸芳	
	豆塚 俊	

事務連絡
令和7年10月1日

各所属長 殿

総務部長 宮 本 学

令和7年度事務技術職の課長職昇任試験の実施について

このことについて、下記のとおり事務技術職の課長職昇任試験を実施します。つきましては、貴所属職員に周知されますとともに、勤務の割り振り等に特段のご配慮をお願いします。

詳細については、別添の実施要領をご覧ください。

記

1 受験資格及び受験資格の適用外

令和7年度において、事務技術職の係長職にある職員であり、令和7年度末において、係長職としての在職歴が3年以上あり、かつ、満58歳以下の者とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①基準日（令和7年10月1日）現在休職を命ぜられている者
- ②令和7年度に退職する者
- ③他団体等から派遣されている者

2 試験内容

試験日	令和7年11月29日（土） ※詳細は、別途通知
試験会場	国分寺市役所 4階 会議室 401（予定）
試験科目	面接試験
面接試験内容	受験申込時に提出された「課長職昇任試験チャレンジシート」の内容を踏まえた、課長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等に関する内容の口頭試問
配点及び合格基準	面接試験 140点／その他の評定 60点 合格基準 各試験で6割程度以上

3 申込手続

方 法	別添「令和7年度事務技術職課長職昇任試験 申込書兼受験票」及び「課長職昇任試験チャレンジシート」に必要事項を記入し、人事係（組織）に庁内メールで提出
申 込 期 間	<u>令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）午後5時まで（厳守）</u>
受 験 票	申込期間終了後、「令和7年度事務技術職課長職昇任試験 申込書兼受験票」を交付しますので、受験時に持参してください。 受験票は、令和7年11月4日（火）から令和7年11月7日（金）までの間に庁内メールで交付します。

4 結果通知等

- (1) 合否にかかわらず、令和7年12月12日（金）までに受験者全員に文書で通知します。
- (2) 不合格となった受験者で成績通知を希望される方には、昇任試験の得点（面接試験及びその他の評定別）及び順位をお知らせします。
- (3) 昇任試験に合格した方は、昇任候補者名簿に登載し、所属及び氏名を庁議にて公表します。
- (4) 昇任者の決定は、昇任候補者名簿登載者の中から適材適所の配属を考慮した上で高点順に選択して実施します。昇任者の発表については、人事異動内示通知により行います。

問い合わせ：総務部職員課人事係
(内線4101／外線042-312-8686)

令和7年度事務技術職課長職昇任試験 申込書兼受験票

基準日： 令和8年3月31日

受験番号		受験資格	
職員番号		氏 名	
生年月日			
年 齢	満 歳		【令和8年3月31日現在】
所 属			
係 長 職 昇 任 日			
係 長 職 年 数	年 か月		【令和8年3月31日現在】
成績通知			

※太枠線内を入力または選択すること

【受験者】

面接試験	集合日時：令和7年11月29日（土） ※集合時間の詳細は別途通知 集合場所：国分寺市役所 4階 相談室41
	持 ち 物：申込書兼受験票

- 提出方法：人事係（組織）にメール送信
- 提出期限：令和7年10月31日（金） 午後5時まで（厳守）

受 付 日

課 長 職 昇 任 試 験 チ ャ レ ン ジ シ ー ト

職員番号		氏 名		職 務 名		係長昇任日	
現 所 属						在職年数	年 月
担当業務							

1 これまでの職務経歴を説明してください。（400字以内）	
文字数： 0 字	
2 課長職への昇任を目指す理由は何ですか。（400字以内）	
文字数： 0 字	
3 これまでの職務経歴を踏まえ、あなたの強みと弱みは何ですか。（400字以内）	
文字数： 0 字	
4 課長職として市政発展のために重点的に取り組みたいことは何ですか。（400字以内）	
文字数： 0 字	

令和7年9月26日

市長決裁

令和7年度国分寺市事務技術職の課長職昇任試験実施要領

（目的）

第1 この要領は、職員の職務名等に関する規則（昭和49年規則第27号）第2条（職種及び職種名）に規定する事務技術職の職員を国分寺市組織規則（昭和48年規則第21号）第5条（職の設置）に規定する課長職に昇任させるに際して行う昇任試験について、必要な事項を定めるものとする。

（試験の対象となる職）

第2 国分寺市組織規則の規定による課長の職とする。

（受験資格）

第3 昇任試験の受験資格者は、令和7年度において、事務技術職の係長職にある職員であり、令和7年度末において、係長職としての在職歴が3年以上あり、かつ、満58歳以下の者とする。

（受験資格の適用外）

第4 第3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、昇任試験を受けることができない。なお、基準日は令和7年10月1日現在とする。

- （1）基準日現在休職を命ぜられている者
- （2）基準日の属する年度に退職する者
- （3）他団体から派遣されている者

（試験の実施）

第5 昇任試験の実施については、必要に応じて市長が定める。

（試験日等の通知）

第6 市長は、昇任試験の日程、受付期間、試験の内容等について、当該試験のおおむね1月前に公表するものとする。

（受験手続等）

第7 昇任試験を受けようとする職員（以下「受験者」という。）は、受付期間内に「課長職昇任試験申込書兼受験票」及び「課長職昇任試験チャレンジシ

ート」に必要事項を記入し、総務部職員課人事係に文書（電磁的記録を含む。）により提出しなければならない。

2 総務部職員課は、前号の規定により課長職昇任試験の受験申込があった職員に日時を指定して受験票を交付するものとする。

（試験の内容）

第8 昇任試験の内容は、面接試験及びその他評定とする。

（試験の方法）

第9 昇任試験の方法は次のとおりとし、これらの結果を総合して合否を決定するものとする。

（1）面接試験は、事前に受験者から提出された「課長職昇任試験チャレンジシート」の内容を踏まえた、係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等に関する内容の口頭試問とすること。

（2）その他の評定は、試験実施年度の直近3年度の人事考課の結果その他の勤務実績を踏まえた評価とすること。

（採点配分）

第10 昇任試験の採点合計は、200点とし、その配分は、面接試験140点、その他評定60点とする。

（合格点）

第11 合格基準は、第10に規定する採点配分の各々6割を目途とする。

（結果通知等）

第12 市長は、昇任試験に係る合否の決定をしたときは、次の措置をとるものとする。

（1）合格した受験者に対しては、文書で通知するほか、成績通知を希望する受験者が不合格になったときは、得点（面接試験及びその他の評定別）及び順位を通知すること。

（2）昇任試験に合格した者は、課長職昇任候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載し、庁議で発表すること。

（3）昇任試験に合格した者に対しては、課長職として必要とされる資質の向上を図るための研修等を実施すること。

（4）昇任試験の不合格者に対しては、個別に面談させるなど当該受験者に必

要とされる知識や能力等について助言及び指導を行うこと。

(昇任後の配属)

第13 昇任後の配属は、候補者名簿の登載者の中から当該登載者の適性を考慮し、また、事前に聴取した配属に関する本人希望を勘案し、適材適所の配置に努めるものとする。

2 昇任者の発表は、人事異動内示により行うものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。